

東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行要領  
(平成 24 年 6 月 29 日技術管理課長通知、平成 27 年 9 月 1 日最終改正)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、東日本大震災の復旧・復興事業等の施工性を確保することを目的として試行する積算方法等について定める。

(施工箇所が点在する工事の間接費の積算)

第 2 条 施工箇所が複数ある工事で、次の各号全てに該当する工事は、地区毎に共通仮設費、現場管理費を算出できるものとする。

(1) 平成 24 年 7 月 1 日以降に起工する工事

(2) 工事の施工形態等を考慮すると、同一施工箇所として取り扱った場合に積算額と実際に要する費用との間に乖離が生じるおそれがあると発注者が判断するもの。

2 前項により、地区毎に共通仮設費、現場管理費を算出した工事については、その旨、次の各号により入札参加者（随意契約の場合、見積人）に周知するものとする。

(1) 起工伺及び金抜設計書の右上余白に「施工箇所が点在する工事積算方法の試行工事」と記載する。

(2) 入札公告（随意契約の場合、見積書提出通知）に次のとおり記載する。

(記載例)

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『〇〇地区』（施工箇所〇〇、〇〇）『△△地区』（施工箇所〇〇、施工箇所〇〇）、『□□地区』（施工箇所〇〇）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行工事」である。

(3) 特記仕様書に、次のとおり記載する。

(記載例)

第◇章 施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事

1 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『〇〇地区（施工箇所〇〇、〇〇）、△△地区（施工箇所〇〇）、□□地区（施工箇所〇〇）（以下、対象地区という）』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事」である。

2 本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域、施工時期等）については、対象地区毎に設定する。

注) 『〇〇地区（施工箇所〇〇、〇〇）』『△△地区（施工箇所〇〇）』『□□地区（施工箇所〇〇）』の部分には、共通仮設費及び現場管理費を個別に積み上げる地区及び橋梁名等を記載する。

(遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更)

第3条 通常は地域内から調達している砂利等の建設資材について、工事実施段階において当初の調達条件によりがたい場合には、第2項から第3項に該当するものに限り、輸送費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更を行うこととする。

2 対象工事は、平成24年7月1日以降に起工する工事又は平成24年6月30日時点で発注事務手続き中若しくは契約中の工事とする。

3 設計変更対象項目は、通常、地域内から調達する採石、土砂等の建設資材の購入、輸送費等の調達に要する費用及び通常、特定の所在地から調達する仮設材の輸送費等の調達に要する費用とする。

なお、ここでいう「地域」とは、福島県土木部が公表している「土木事業単価表」及び「建築関係事業単価表」の地域割一覧表で定義する「地区」とし、「所在地」とは福島県土木部「土木工事標準積算基準」中で定義する「所在地」とする。

4 平成24年7月1日以降に起工する工事又は平成24年6月30日時点で発注事務手続き中の工事のうち設計図書を閲覧に供する前の工事については、特記仕様書に次のとおり記載し、本試行の対象であることを入札参加者（随意契約の場合、見積人）に周知するものとする。

(記載例)

第3章 材 料

3 次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。

資 材 名	規 格	調達地域等
クラッシュラン	C-40	A（県北1）地区
購入土	良質土	A（県北1）地区
仮設材 鋼矢板（本矢板）	4型	福島市

5 平成24年6月30日時点で発注事務手続き中の工事（設計図書を閲覧に供する前の工事を除く。）については契約後、契約中の工事については本要領施行後速やかに、受注者に前項の記載例に示す内容について指示を行うこととする。

6 受注者は、第4項における工事にあつては当初契約締結後において、第5項における工事にあつては監督員からの指示後において、安定的な確保を図るために、建設資材を当該地域以外から調達せざるを得なくなった場合には、事前に監督員と協議するものとする。

7 前項により事前協議をした建設資材の調達に係る支出実績を踏まえて設計変更する場合は、受注者は、最終精算変更時点において、当該費用に関して実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督員に提出し、発注者と受注者が設計変更の内容について協議するものとする。な

お、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

(被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更)

第4条 労働者確保に要する費用について、契約締結後、地域外からの労働者確保が更に必要となり、受注者が労働者確保に要する方策を変更した場合は、第2項から第3項に該当するものに限り、必要となる費用について設計変更により対応することとする。

ただし、受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

2 対象工事は、平成24年10月1日以降に起工する工事又は平成24年9月30日時点で発注事務手続き中若しくは契約中の工事とする。

3 設計変更対象項目は、土木工事標準積算基準（福島県土木部）に規定する共通仮設費の営繕費のうち次の（1）から（3）に掲げる項目及び現場管理費の労務管理費のうち次の（4）から（5）に掲げる項目とする。（以下「実績変更対象間接費」という。）

（1）労働者の輸送に要する費用

（2）労働者宿舍の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に係る土地・建物の借上げに要する費用のうち宿泊費

（3）労働者宿舍の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に係る土地・建物の借上げに要する費用のうち借上費

（4）現場労働者に係る、募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）

（5）現場労働者に係る、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

4 平成24年10月1日以降に起工する工事又は平成24年9月30日時点で発注事務手続き中の工事のうち設計図書を閲覧に供する前の工事については、本試行の対象であること、並びに予定価格の算出の基礎とした設計額における実績変更対象間接費の割合を次の各号により入札参加者（随意契約の場合、見積人）に周知するものとする。

（1）起工伺及び金抜設計書の右上余白に「労働者確保に関する積算方法の試行工事」と記載する。

（2）入札公告（随意契約の場合、見積書提出通知）に次のとおり記載する。

(記載例)

本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準（福島県土木部）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(3) 特記仕様書に、次のとおり記載する。

(記載例)

第◇章 労働者確保に関する積算方法の試行工事

1 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準（福島県土木部）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額（土木工事標準積算基準に基づき算出した額）における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。

1) 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）の割合：〇〇．〇〇％

2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合：〇〇．〇〇％

3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書（様式1）」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

5 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、

受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、土木工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。

なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。

6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

- 5 平成24年9月30日時点で発注事務手続き中の工事（設計図書を閲覧に供する前の工事を除く。）については契約後、契約中の工事については本要領施行後速やかに、受注者に前頁の記載例に示す内容について指示を行うこととする。
- 6 平成26年2月3日以降に契約を締結する工事のうち、平成26年2月16日以前に起工した工事については、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行に伴う特例措置について（平成26年2月7日付け25財第2413号総務部長通知）」の対象である旨を受注者に説明し、前項における実績変更対象間接費割合の変更を行うものとする。
- 7 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書（様式1）」  
及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書のないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 8 発注者は、最終精算変更時点に実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、土木工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。
- 9 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合があるものとする。
- 10 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

（福島県建設工事復旧・復興地方連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）が誘致した仮設生コンプラントのレディミクストコンクリート（以下「生コン」という。）を使用する場合の積算）

第5条 慢性的な生コン不足に対応するため連絡協議会が誘致し、建設された仮設生コンプ

- ラントについては、第2項に該当するものに限り、使用することができるものとする。
- 2 対象工事は、平成25年9月5日以降に起工する工事又は平成25年9月4日時点で発注手続き中若しくは契約中の工事である。次の(1)から(2)に掲げる工事とする。
- (1) 連絡協議会に設置した建設資材作業部会での調整結果を参考として、仮設生コンプラントの使用が見込まれる工事として県が指定した工事
  - (2) 契約済中の工事のうち、既設生コンプラントからの出荷待ちのため、工期が遅延する工事で、仮設生コンプラントに変更することにより、工期内完成を図ることができる工事又は工期の延長期間を短縮することができる工事
- 3 第2項(1)に該当する工事は、当初設計段階から別途通知する仮設生コンプラントの生コン単価を用いて積算することができる。
- なお、工事発注後に受注者から既設生コンプラントに変更したい旨の協議があった場合には、発注者と受注者が協議の上、既設生コンプラントへ変更することができる。
- この場合、生コン単価は、「土木事業単価表」及び「建築関係事業単価表」による生コン単価を用いて金額の変更を行うものとする。
- 4 第2項(2)に該当する工事は、発注者と受注者が協議の上「土木事業単価表」及び「建築関係事業単価表」による単価から仮設生コンプラントの生コン単価に変更するものとする。
- 5 平成25年9月5日以降に起工する工事又は平成25年9月4日時点で発注事務手続き中の工事のうち設計図書を閲覧に供する前の工事については、特記仕様書に次のとおり記載し、本試行の対象であることを入札参加者(随意契約の場合、見積人)に周知するものとする。

(記載例1 当初設計で仮設生コンプラント単価を用いる場合)

第〇章 その他

- 1 本工事の設計積算に当たり採用したレディーミクストコンクリートの単価は、〇〇市(町)〇〇地内にある仮設生コンプラント(〇〇組合)の単価である。
- 2 受注者から協議がありレディーミクストコンクリートの調達先を既設工場に変更する場合には、監督員と協議の上調達先に合わせたレディーミクストコンクリート単価により金額の変更を行うものとする。

(記載例2 当初設計で既設プラント単価を用いる場合)

第〇章 その他

- 1 既設プラントからのレディーミクストコンクリートの供給量を調査し、既設プラントからの調達が困難であることが判明した場合は、発注者及び受注者が協議を行った上で、〇〇市(町)〇〇地内にある仮設生コンプラント(〇〇組合)に変更することができる。なお、仮設プラントの単価より金額の変更を行うものとする。

- 6 平成25年9月4日時点で契約中のもの及び閲覧中の工事については、発注者と受注者が協議により、仮設生コンプラントへの変更を行うこととする。
- 7 J I Sの認定を受けていない仮設生コンプラントの生コンを使用する場合には、土木工事共通仕様書（福島県土木部）第1編第3章第3節に基づき適正に対応しなければならない。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年9月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。